

短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護） 重 要 事 項 説 明 書

1 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 0480-91-7200 リーズ サービスカウンター
(午前9:00～午後6:00) 管理者 梨子 美和

2 リーズの概要

(1) 提供できるサービスの種類 短期入所介護サービス及び付随サービス

(2) 施設の名称及び所在地等

施設名称	短期入所生活介護 リーズ
所在地	埼玉県白岡市白岡 1025-7
介護保険指定番号	短期入所生活介護 (埼玉県 1176600029 号) 介護予防短期入所生活介護 (埼玉県 1176600029 号)

(3) 施設の職員体制

		常勤	非常勤	業務内容	計
	管理者	1 名	名	サービス管理全般	1 名
	医師	名	1 名	診療、健康管理等	1 名
	生活相談員	1 名	名	生活上の相談等	1 名
	栄養士	名	1 名	栄養管理等	1 名
	機能訓練指導員	1 名	名	リハビリテーション・機能回復訓練等	1 名
	介護支援専門員	名	名	サービス計画の立案・管理等	名
看護 介 護 職 員	看護師	1 名	名	医療、健康管理業務等	1 名
	准看護師	名	名		名
	介護福祉士	2 名	3 名	日常介護業務等	5 名
	初任者研修・ 1～2 級修了者	1 名	1 2 名		1 3 名
	その他	1 名	3 名		4 名

(4) 施設の設備の概要

定員	20名 (10名×2ユニット)	医務室	1室
個室	20室	共同生活室	2ヶ所
浴室	一般浴槽と特殊浴槽 があります。		

3 サービス内容

①食 事…朝食 8:00～

昼食 12:00～

夕食 18:00～

以上の他に、午前10時と午後3時におやつを召し上がっていただきます。

原則、共同生活室にておとりいただきます。

②入 浴…週に最低2回入浴していただけます。ただし、利用者の状態に応じ、シャワー浴または清拭となる場合があります。

③介 護…ご希望や状態に応じ、適切な介護サービスを提供します。

着替え介助、排泄介助、おむつ交換、体位変換、シーツ交換、施設内の移動の付き添い等

④機能訓練…必要に応じて、機能回復訓練を行います。

⑤生活相談…常勤の生活相談員に、介護以外の日常生活に関することも含め相談できます。

⑥緊急時の対応

…利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

⑦安全管理…防災、避難訓練等設備を含め安全面に常時配慮しています。

⑧特別食の提供

…当施設では、通常メニューのほかに医療上必要な場合等のために特別食をご用意しております。詳しくは職員にお尋ねください。料金は別途かかります。

⑨所持品等の保管

…特別な事情がある所持品等のみお預かりいたします。お預かりする所持品等の種類や量等に制限があります。詳しくは、職員にお尋ねください。

⑩レクリエーション

…日々のクラブ活動のほか、種々の行事が行われます。

行事によっては、別途費用がかかるものもございます。詳しくは、その都度ご説明のうえご承諾をいただきます。

⑪その他のサービス

ア 理美容サービス：当施設では、理美容サービスを実施しております。料金は別途かかります。

イ その他のサービス：介護保険の適用を受けられないサービス等については、その都度お申し出を受けご相談させていただきます。

4 利用料金

(1) 基本料金

①施設利用料

	1日あたりの負担額 (10割負担分)	1日あたりの負担額 (1割負担分)	1日あたりの負担額 (2割負担分)	1日あたりの負担額 (3割負担分)
要介護1	7,706円	771円	1,542円	2,312円
要介護2	8,418円	842円	1,684円	2,526円
要介護3	9,204円	921円	1,841円	2,762円
要介護4	9,906円	991円	1,982円	2,972円
要介護5	10,619円	1,062円	2,124円	3,186円

②食費 朝食 550円・昼食 950円・夕食 750円

ただし、負担限度額認定を受けている場合には「介護保険負担限度額認定証」（旧措置入所者については「介護保険特定負担限度額認定証」）に記載されている負担限度額となります。

③滞在費 1日あたり 3,500円

ただし、負担限度額認定を受けている場合には「介護保険負担限度額認定証」（旧措置入所者については「介護保険特定負担限度額認定証」）に記載されている負担限度額となります。

④日常生活品費

- ・個人で持ち込まれる電気製品等に係る電気代 1日1品 100円
- ・箱ティッシュ 100円
- ・歯ブラシ 100円
- ・T字カミソリ（ご本人で利用できる方） 100円
- ・洗面用タオル（居室洗面台での使用） 100円
- ・洗濯物を返却するビニール袋 10円

⑤夜勤職員配置加算Ⅱ 1日あたり 185 円

(1割負担 18 円・2割負担 37 円・3割負担 55 円)

⑥機能訓練体制加算 1日あたり 123 円

(1割負担 12 円・2割負担 24 円・3割負担 37 円)

⑦送迎加算 片道 1,900 円

(1割負担 190 円・2割負担 380 円・3割負担 570 円)

通常の実施地域は、白岡市、久喜市、蓮田市、宮代町、幸手市、杉戸町、伊奈町、上尾市、桶川市、春日部市、さいたま市（岩槻区）

⑧療養食加算（1日3回限度）1回あたり 82 円

(1割負担 8 円・2割負担 16 円・3割負担 24 円)

⑨緊急短期入所受入加算 1日あたり 929 円

(1割負担 92 円・2割負担 185 円・3割負担 278 円)

⑩認知症行動心理症状緊急対応加算 1日あたり 2,066 円

(1割負担 206 円・2割負担 413 円・3割 619 円)

⑪若年性認知症利用者受入加算 1日あたり 1,239 円

(1割負担 123 円・2割負担 247 円・3割負担 371 円)

⑫生活機能向上連携加算Ⅰ 3か月に1回 1,033 円

(1割負担 104 円・2割負担 207 円・3割 310 円)

⑬生産性向上推進体制加算Ⅱ 1か月に1回 103 円

(1割負担 10 円・2割負担 21 円・3割負担 31 円)

⑭サービス提供体制強化加算Ⅲ 1日あたり 61 円

(1割負担 6 円・2割負担 12 円・3割負担 18 円)

※介護報酬単位に地域区分別（6級地）の単位の単価は 10.33 円です。

※介護職員等处遇改善加算の（Ⅱ）ロ は全ての利用者負担額の 17.2%です。

（2）介護予防短期入所生活介護費

① 施設利用料(一日あたり)

a) 要支援1 5,795 円

(1割負担 580 円・2割負担 1,159 円・3割負担 1,739 円)

b) 要支援2 7,034 円

(1割負担 704 円・2割負担 1,407 円・3割負担 2,111 円)

② 食費、滞在費、日常生活品費、送迎加算、療養食加算、認知症行動・心理症状緊急対応加算、若年性認知症利用者受入加算、生活機能向上連携加算、生産性向上推進体制加算、サービス体制強化加算Ⅲは上記と同じです。

※介護報酬単位に地域区分別（6級地）の単位の単価は10.33円です。

※介護職員等処遇改善加算の（Ⅱ）ロは全ての利用者負担額の17.2%です。

（3）その他の料金

- | | |
|------|---|
| ①特別食 | 実費 |
| ②その他 | 上記のほか、レクリエーション費用、理美容費、買物サービスの費用、送迎などは自己負担になります。 |

（4）キャンセル料

利用開始前に利用者のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

① 入居日の前日午後5時までにご連絡いただいた場合	無料
② 入居日の前日午後5時までにご連絡がなかった場合	1日の利用料金の10%

（5）利用中の中止

利用途中にサービスを中止して退居する場合、退居日までの日数をもとに計算します。

※以下の場合には、利用途中でもサービスを中止場合があります。

（介護保険外において施設送迎した場合は、別途負担がかかります。）

- ・利用者が中途退居を希望した場合
- ・入居日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・利用中に体調が悪くなった場合
- ・他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合

（6）支払方法

毎月20日までに、短期入所生活介護の利用月ごとの請求書を通知させていただき、28日に口座振替（自動引き落とし）させていただきます。

5 サービスの利用方法

（1）サービスの利用開始

はじめてご利用の場合は、健康診断書の提出が必要となることがあります。「居宅サービス計画」の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

（2）利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出により、いつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

6 緊急時の対応方法

ご利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

緊急連絡先①	
氏名	
住所	
電話番号	自宅 携帯
続柄	
緊急連絡先②	
氏名	
住所	
電話番号	自宅 携帯
続柄	

7 事故発生時の対応

事故が発生した場合は利用者の存在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者及び地域包括支援センター等に連絡するとともに必要な措置を講じます。

8 第三者による評価

実施していません。

9 虐待防止に関する事項

- 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じます。
 - ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底をいたします。
 - ② 虐待防止のための指針の整備を行います。
 - ③ 虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
 - ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。
- 施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

10 身体拘束

- 1 施設は、利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行います。
- 2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。
 - 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ります。
 - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。
 - 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。

11 業務継続計画の策定等

- 1 施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下【業務継続計画】という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- 2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12 相談、要望、苦情等の窓口

短期入居に関する相談、要望、苦情等は、管理者又は下記窓口までお申し出ください。

☆サービス相談窓口☆

電話番号； 0480-91-7200 リーズサービスカウンター

（受付時間 午前9：00～午後6：00）

苦情相談解決 第三者委員 柴崎栄一（048-839-7341）

近藤博昭（048-772-1073）

なお、お住まいの市町村または埼玉県国民健康保険団体連合会でも

受け付けております。

埼玉県国民健康保険団体連合会 介護福祉課 相談窓口

電話番号 048-824-2568 (直通)

白岡市役所 高齢介護課 白岡市千駄野 432

電話番号 0480-92-1111 (代表)

久喜市役所	介護福祉課	久喜市下早見 85-3	TEL0480-22-1111
蓮田市役所	長寿支援課	蓮田市大字黒浜 2799-1	TEL048-768-3111
伊奈町役場	福祉課	伊奈町大字小室 9493	TEL048-721-2111
宮代町役場	健康介護課	宮代町笠原 1-4-1	TEL0480-34-1111
幸手市役所	介護福祉課	幸手市大字天神島 1030-1	TEL0480-42-8435
杉戸町役場	高齢介護課	杉戸町清地 2-9-29	TEL0480-33-1111
上尾市役所	高齢介護課	上尾市本町 3-1-1	TEL048-775-6473
桶川市役所	高齢介護課	桶川市泉 1-3-28	TEL048-786-3211
春日部市役所	高齢者支援課	春日部市中央 6-2	TEL048-736-1111
さいたま市岩槻区役所	高齢介護課	さいたま市岩槻区本町 3-2-5	TEL048-790-0168

短期入所生活介護ご利用にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明しました。

事業者 社会福祉法人 大樹会
理事長 井上 直樹 印
所在地 埼玉県北足立郡伊奈町小室 5 0 4 9 - 1

事業所名 短期入所生活介護 リーズ

説明者 _____ 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から短期入所生活介護についての重要事項の説明を受け同意しました。

利用者
住 所 _____

氏 名 _____ 印

契約者
住 所 _____

氏 名 _____ 印